

教育庁 自律改革プラン 2019

- ◆ 自律改革等の取組について検討及び推進するため、平成28年度より教育庁改革本部を設置（教育庁改革本部設置要綱 第1条）
- ◆ 令和元年度については、引き続き「業務改善」と「学校における働き方改革」を重点課題

自律改革に向けた推進体制

教育庁改革本部

本部長：教育長

構成員：次長、教育監、本庁・事業所各部長

業務改善の推進

学校における働き方改革

<局事業の見直し>

《目的》 効果的・効率的な事業執行及び学校等の負担軽減の観点から、必要性の薄れた事業を洗い出し、見直しの検討を行う。

- ペーパーレスの取組
- 「一課一改善」の取組
- 超過勤務の縮減

- 「学校における働き方改革推進プラン」事業の進行管理
- 新規・拡充案件等についての調整
- 区市町村の取組状況の確認及び取組の促進

若手職員との意見交換

教育庁幹部職員と若手職員との意見交換の場を設定し、若手職員の意見を業務改善の参考とする。

業務改善の推進・学校における働き方改革

| No | 事項名 | 自律改革取組前の状況 (現状・課題) | 自律改革の取組内容(プロセス) |
|----|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 事業の見直し | ○ 効果的・効率的な事業執行及び学校等の負担軽減の観点から、必要性の薄れた事業を洗い出し、見直しの検討を行うことが求められている。 | ○ 既存事業の成果や有益性等を検証し、必要性の薄れた事業については見直しを行う一方、局の重要課題については引き続き適切に対応していく。 |
| 2 | ペーパーレスの取組 | ○ 会議資料で大量の紙を使用するなど、紙の使用量や印刷に要する時間が膨大になっていた。これまでの紙資料をベースとした仕事の進め方を見直し、電子資料を用いた会議・打合せの実施など、ICTを活用した効率的な業務へ転換することが必要である。 | ○ 電子決裁やペーパーレス会議の推進等により、ペーパーレスな働き方を進め、令和元年度については、平成28年度対比で15%の紙使用量の削減を目指す。教育庁各部においては、それぞれ取組事項を設定し、目標達成に向けて計画的に取組を進めていく。 |
| 3 | 「一課一改善」の取組 | ○ 平成28年度から、「一課一改善」の取組を開始し、各課において自律的な業務改善に取り組んでいる。 | ○ 今年度については、学校の負担軽減や職員の超過勤務縮減等の観点から、「一課一改善」の取組を設定し、自律的な業務改善を推進していく。 |
| 4 | 若手職員の意見を取り入れる仕組み | ○ 平成28年度から、若手職員で構成するPTの設置など、若手職員の意見を業務改善等に反映させる仕組みを作っている。 | ○ 今年度についても、引き続き幹部職員と若手職員との意見交換の場を設定するなど、若手職員の意見を業務改善等に生かす取組を進めていく。 |
| 5 | 学校における働き方改革 | ○ 都内公立学校において、「過労死ライン」相当(1か月当たりの時間外労働時間が80時間超)の教員が多数存在するなど、教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、早急な改善が求められている。 | ○ 「学校における働き方改革推進プラン」(平成30年2月)及び「学校における働き方改革の成果と今後の展開」(平成31年2月)に基づき、多様な取組を確実に推進するとともに、学校の負担軽減に向けた更なる取組について検討していく。 |
| 6 | 施設サービス魅力向上プロジェクトに係る取組 | ○ 都民利用施設のサービスを利用者目線で総合的に点検・評価し、必要な改善とサービス品質の向上を通じて、施設の魅力向上を図ることが必要である。 | ○ 施設サービスチェックリストを基に各施設の点検・評価を行い、改善が必要な箇所については計画的にサービス向上の取組を進めていく。 |